

用地調査点検等技術業務共通仕様書 新旧対象表

(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
第 2 章 用地調査点検等技術業務の基本的処理方法 (保険加入の義務) 第 3 0 条 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 <u>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</u>	第 2 章 用地調査点検等技術業務の基本的処理方法 (保険加入の義務) 第 3 0 条 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 (新設)